

競技者登録規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟の公認競技会に参加する競技者を管理するための登録に関することを定める。

(資格)

第2条 競技者登録をしようとする者は、会員登録規程第2条で規定するSAJ会員でなければならない。

(手続)

第3条 登録期間は、年度ごとに定める開始日から同年の9月10日までとし、本連盟ホームページのSAJデータバンクで登録が確認された時点で、当該年度の登録が完了したものとする。

2 登録期間後も申込みは受けつけるが、登録料は倍額とする。

3 翌年度、登録を更新する場合は、その競技者のコード番号は、そのまま継続する。

(変更)

第4条 競技者が転居、転勤、転校、その他の都合で所属団体を変更する場合は、会員登録及び競技者登録を変更することができる。

(資格の喪失)

第5条 次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消し、これを公表する。

(1) 本連盟諸規程に違反した場合

(2) 競技者として体面を著しくけがした場合

(登録料)

第6条 年次登録料は、各種公認・登録等料金一覧表のとおりとする。

(登録の疑義)

第7条 競技者登録に関して疑義を生じた場合は理事会の決定による。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正